就学前の子どもに 関する教育、 保 育 等の 総 合的 な提供 の 推 進に関 する法律案に対する附帯決 議

政 府 及 び 関係者は、 本法 の 施行に当たって、 次 の 事 項 につい て 特 段 の 配 慮をすべきである。

認 定こども 袁 が、 子ども及び 保 護 者 の 視 点 に 立 ち、 親 の 就 労 の 有 無 に か か わ IJ なく教 育、 保 育及び子育

て 支援 を 実 施 できるよう体制 の 整 備 に 十 分 配 慮 ŕ 運 営 費、 施 設 設 備 費 に 対 す る 財政 支 援 等の 充 実 لح 幼 保

連 携 型 認 定こども 袁 の 設 置 の 促 進に 努めるとともに、 認定こども園 に お け る 教 育 保 育 の 質 の 確 保 向 上

のための措置を講ずること。

一 保 育 所 型 の 認定こども園を保 育に 欠け ない子どもが利用する場合であっ ても、 幼稚園就園 |奨励費の活用

等による保護者の保育料負担の軽減策について検討すること。

₹ 保護 者が多様 な施設 を 適切に 選択できるように、 認定こども園の 情報公開、 適切な 評価 の実 施 のための

措 置を講ずるとともに、 保護者に対する説明、 保 護 者の意見を踏まえた運営に努めること。

四、保 育所 入所待機児童の解消については、保育需要にこたえる一義的 な責任を有する市 町 村 を始めとして、

ょ リー層 の努力をするとともに、 保育に欠ける子どもの認定こども園への入園については、 公平・公正な

判 断 がなされるよう適切な措置を講ずること。

ゼ 幼 稚 袁 と保 育 所 の 連 携 を — 層 強化するとともに、 認定こども園に関する国、 都道府県、 市町 村にお ける

事 務 の 手 続を 元 化するよう適 切 な 措 置 を 講ずること。

とともに、 幼 稚 袁 教 諭 免許及び 保 育士 資 格 の 併 有 を 更に 促 進す ること。

七、

子育

てに

不

安

の

あ

る

保

護

者

を

始

め、

子どもを持つすべて

の

家

庭

の

支援が必要とされてい

ることに

か

んが

お

六、

認定こども

袁

の

教

育、

保

育及

び子育て支援

の質

の

向上に資するため、

職員

の

研修に

積極的な支援を行う

み、 国 地 方 公共 4 体 に お け る 総合的 な子育て支援 施 策 の 更 な る 推 進 を 図るとともに、 認 定こども 袁 に

け る子育 て支援 事 業 が 保 護 者の 要 (請に十分にこたえ、 適 切 に 行 われるよう必要 な財政支援 に努めること。

\ \ 子どもの教育 保 育 施設 への 障 害児の受入れや一 時保 育、 病 児 病 後児保育など保護 者のニー ズの 高 L١

子育て支援の 拡 充に努めるとともに、 認定こども園が地域の子育て支援の拠点として十全な機 能 を発揮 で

きるよう、子育てにかかわるボランティア、 N P O ` 専門機関等との連携を強化するための支援に と努める

九、 子どもの安全・安心のため、 幼稚園、 保育所等及び認定こども園における施設設備については、 耐震、

防災、 防犯等安全確保のための財政支援の拡充について検討するとともに、 すべての認定こども園におい

て 事 故 等の 際 の 補 償が 円 滑に 行わ れるよう、 その支援に努めること。

+ 在 園 時 間 の 異 なる子どもが共に 教 育・ 保 育を受ける認定こども園の特性にか んがみ、 教職員 の 配置基準

の改善・充実に向けた検討を進めること。

十一、就学前 教 育 保育と小学校教育の円滑な接続に資するため、 幼稚 園、 保育所等及び認定こども園と小

学校との交流 連 携に 努めるとともに、 指導要録や保 育経過記 録等につい て書式 の整合等を図ることなど

により、積極的な情報共有と相互理解に努めること。

十二、本法 施行 後、 社 会 の 変化や保護 者 の 就学前 の 教 育 保育に対する要望等を 的 確に踏まえ、 国における

就学前 の 教育 保育に係る行政 機 関の 連 携強化を図るとともに、 総合化についても検討を行うこと。

右決議する。